

大口町告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき下小口自治会の代表者を変更した旨の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大口町長 鈴木雅博

1 変更があった事項及びその内容

今枝 光夫（大口町下小口一丁目88番地1）から酒井 正宗（大口町下小口三丁目63番地）に変更する。

2 変更の年月日

令和8年4月1日

3 変更の理由

代表者の改選